

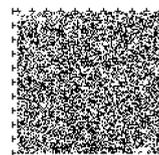
概要版

# 武蔵村山市 第五次地域福祉計画

(令和3年度～令和8年度)



令和3年3月  
武蔵村山市



## 計画策定の背景と趣旨

地域福祉とは、自助・互助・共助・公助をバランス良く、組み合わせながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるようにする仕組みのことです。

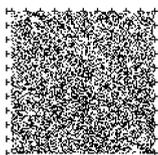
近年の傾向として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

地域福祉計画は、地域福祉を推進することで、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会（地域共生社会）を実現することを目的とした計画です。

## 計画の期間

本計画の期間（本計画内に記載される、再犯防止推進計画、自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画を含む。）は、次期計画以降において、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、健康増進計画及び食育推進計画との一体的な策定を行うことを前提に、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第四次地域福祉計画					第五次地域福祉計画					

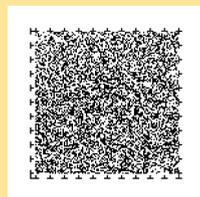
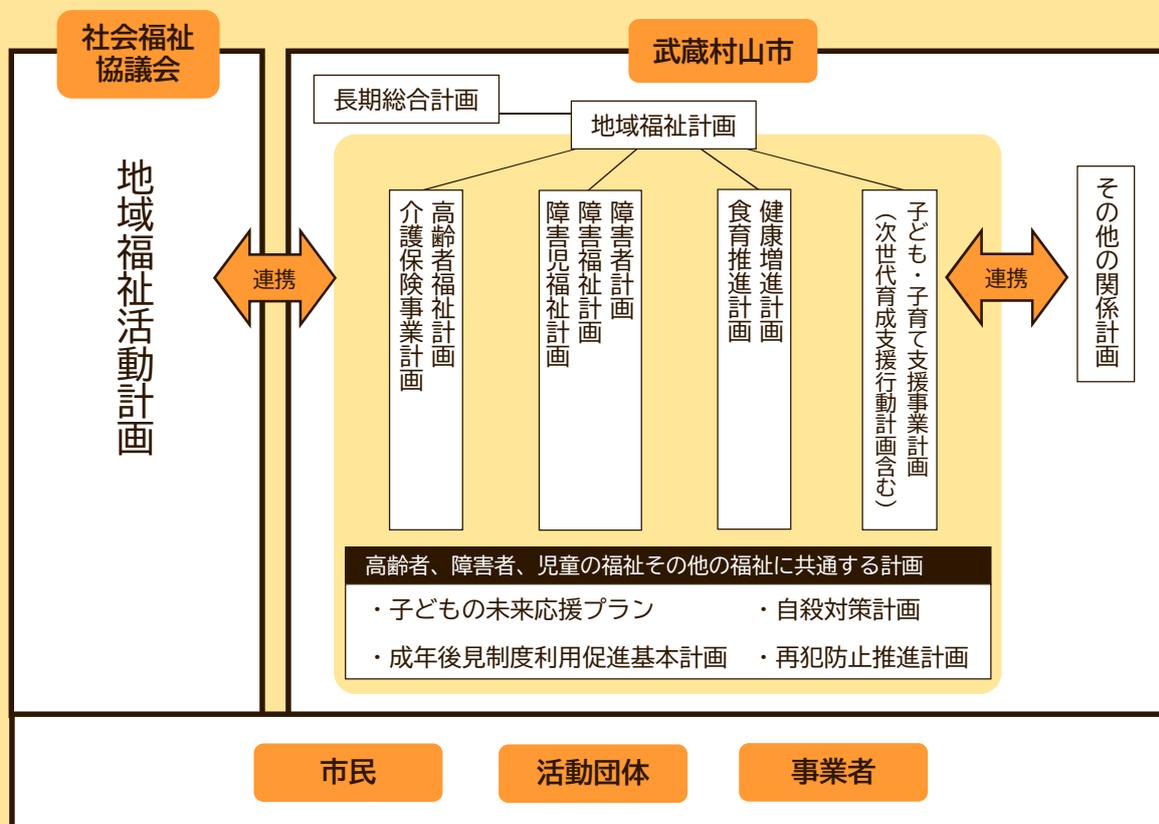


# 計画の性格と位置付け

この計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

長期総合計画を上位計画とし、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標等を踏まえて、国及び東京都がそれぞれに策定する関連計画との整合・連携を図り、市が策定した既存の各福祉計画を包括した福祉の上位計画と位置付け、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める計画として策定します。

この計画を受けた具体的な福祉の活動計画として、社会福祉協議会が地域福祉活動計画を作成します。活動計画では地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体活動への参加や協力、連携等、多様な地域福祉の活動やサービスの推進を図っていく行動的な施策や事業を行います。



# 計画の基本理念、施策の体系等

## 基本理念

みんなが自分らしく ともに支え合い  
地域の絆をはぐくむ 福祉のまち

## 基本視点

市民と事業者と市の協働 ～同じ方向を目指して～

## 基本目標

## 取組の方向

### 1 地域を支える 人づくり

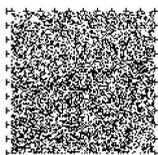
- (1) 福祉教育の推進と担い手の育成
- (2) 様々な地域福祉活動や交流の推進
- (3) 活動団体間のネットワークづくりの推進

### 2 市と市民が 一体となった 地域づくり

- (1) 地域福祉活動の基盤の強化
- (2) 快適な生活環境の推進
- (3) 安全・安心のまちづくりの推進
- (4) 再犯防止の推進  
『武蔵村山市再犯防止推進計画』
- (5) 地域における孤立と自殺の防止  
『武蔵村山市自殺対策計画』

### 3 包括的な支援の 仕組みづくり

- (1) 福祉サービス充実の基盤づくり
- (2) 相談体制・情報提供の充実
- (3) 権利擁護の推進  
『武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画』
- (4) 保健・医療等の推進
- (5) 就労促進のための支援体制づくり
- (6) 生活困窮者への自立支援
- (7) 生活保護受給者への自立支援
- (8) 重層的な支援体制の整備に向けた検討



# 基本目標 1 地域を支える人づくり

地域の課題を『我が事・丸ごと』として捉えることで、市民一人一人が地域を支える担い手であるという意識をもち、ボランティア団体・NPO法人、個人ボランティア等において、活発な活動ができる人づくりを目指します。

## (1) 福祉教育の推進と担い手の育成

子どものうちから地域福祉に関心をもち、互いに支え合うことの大切さを理解できるように、学校教育とボランティア・市民活動センターを中核とした関係機関の連携を図るとともに、市民一人一人が互いの違いを認め合い、同じ地域の住民として交流することのできる意識を高めていきます。



## 市の主な取組

- 広報・啓発活動等の推進
- 福祉教育・福祉学習の推進
- 交流教育の推進
- 福祉人材の確保・養成

## (2) 様々な地域福祉活動や交流の推進

積極的な近所付き合いの機運を醸成する等、地域の力の向上に繋げる取組や、より多くの人々が福祉活動に参加するきっかけとなるよう、市民それぞれの属性や世代等に応じた取組の展開を図ります。



【こども食堂での地域内交流】

## 市の主な取組

- 地域における交流の場・機会の確保
- コミュニティ意識の醸成
- ボランティア・市民活動への参画の支援
- 市民の発想をいかす市政運営と自治会活動の支援

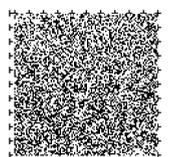
## (3) 活動団体間のネットワークづくりの推進

ボランティア・市民活動センターを中心に据え、団体同士が相互に連携し、ネットワークをより一層強化することで、地域で支え合う力の相乗効果が発揮されるよう、地域住民に対する支援の手を充実します。



## 市の主な取組

- 地域福祉活動団体等への支援
- 地域福祉活動団体間の連携強化の促進



## 基本目標 2 市と市民が一体となった地域づくり

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、市と市民が一体となった地域づくりを推進します。

### (1) 地域福祉活動の基盤の強化

集いの場づくりや活動に関する情報の提供への支援を継続的に行うとともに、更なる地域資源の発掘と、それらをつなぐコーディネーターの育成に取り組みます。

### 市の主な取組

- 福祉活動の場の提供
- 福祉活動推進のための情報の提供
- コーディネート機能の充実

### (2) 快適な生活環境の推進

公共施設等におけるバリアフリー化を一層推進するとともに、だれもが活動しやすい移動手段の確保を目指し、福祉に配慮したまちづくりに努めます。



### 市の主な取組

- バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の形成
- 公共交通機関の整備
- 外出を支援する仕組みの充実
- 放置自転車対策等の推進
- 都営村山団地の整備の促進

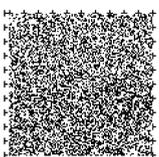
### (3) 安全・安心のまちづくりの推進

避難行動要支援者名簿の利活用や個別計画の策定、防災組織・防犯組織を通じた地域の力の更なる強化等、日頃から緊急時に備え、いざという時に助け合える仕組みづくり・組織づくりを強化します。



### 市の主な取組

- 情報提供サービスの推進
- 参加・体験型交通安全教育の実施
- 自主防災組織の育成支援
- 自主防犯組織の育成支援
- 避難行動要支援者対策の推進
- 地域の見守り活動の推進
- 市民に対する犯罪被害の防止対策の推進



#### (4) 再犯防止の推進

「再犯防止推進計画」を策定し、人生において失敗や過ちを犯してしまったとしても、再び自身の能力を発揮できる経済的・環境的な場づくりと、犯罪をした者等の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援、社会が受入れる体制・意識づくりに努めます。

#### 市の主な取組

- 保護司等民間ボランティアの確保と支援
- 再犯防止に関する広報・啓発活動

## 武蔵村山市再犯防止推進計画

### 計画の趣旨

この計画は、再犯防止推進法の趣旨及び第8条第1項の規定を鑑み、新たに再犯防止施策を総合的かつ効果的に推進するべく、この項目を市町村における「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置付けています。

### 取組の方向性

- 就労・住居の確保の推進
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 非行の防止・学校と連携した修学支援の実施
- 民間協力者の活動促進や広報・啓発活動の推進

#### (5) 地域における孤立と自殺の防止

「自殺対策計画」を策定し、一人で課題を抱えている人が発しているサインを地域全体で気付き、対処することができるよう、ネットワークの構築や、自殺に関する意識啓発、教育の推進、相談機能の充実、自殺対策を支える人材の育成に向けた取組の強化、生きることの促進要因への支援に努めます。

#### 市の主な取組

- 自殺対策推進協議会（仮称）の開催
- ゲートキーパーの養成
- 自殺防止啓発活動の推進
- 相談事業及び居場所づくり等の充実
- 自殺対策教育の推進

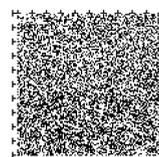
## 武蔵村山市自殺対策計画

### 計画の趣旨

この計画は、自殺対策基本法の趣旨及び第13条の規定を鑑み、これまで「健康増進計画・食育推進計画」における「こころの健康」分野として行ってきた自殺対策を、新たに総合的かつ効果的に推進するべく、この項目を市町村における「自殺対策についての計画」として位置付けています。

### 取組の方向性

- 地域におけるネットワークの強化
- 自殺対策を支える人材の育成
- 住民への啓発と周知
- 生きることの促進要因への支援
- 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進



## 基本目標 3

## 包括的な支援の仕組みづくり

複合的な課題を抱える人や、地域で孤立している人を、支援の手から取りこぼさないよう、必要なサービスを必要な人が受け取ることのできる包括的な支援の仕組みづくりに取り組みます。

### (1) 福祉サービス充実の基盤づくり

住民ニーズに合わせた継続的な基盤整備や質の確保、サービスの情報提供の拡充を推進します。

### 市の主な取組

- サービス提供基盤の整備
- 福祉サービスの提供
- 地域包括ケアシステムの体制整備
- 福祉サービス情報提供の推進

### (2) 相談体制・情報提供の充実

支援を必要とする人に適切な支援・サービスを提供していくため、関係機関と連携しながら、制度利用者の目的に対応した専門的な相談支援体制と、身近なところで制度の枠を越えて相談できる体制の整備を行い、市民にとってより利用しやすく、より納得が得られる相談支援の提供を目指します。



### 市の主な取組

- 相談窓口の充実
- 利用相談・苦情相談窓口の充実
- 情報提供の充実
- 相談員の資質向上のための支援
- わかりやすい情報提供の推進
- 配偶者等からの暴力の防止等による被害者への支援等

### (3) 権利擁護の推進

全ての人自身が自身のもつ基本的な権利の行使を何にも妨げられることなく、地域の中で幸福な生活を営むために、人権・権利意識の普及啓発等の支援に取り組むとともに、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域連携ネットワークの構築等の体制強化について検討を図ります。

### 市の主な取組

- 権利擁護事業の充実
- 成年後見制度の周知
- 市長申立て制度の運用
- 成年後見制度利用の費用助成
- 虐待防止ネットワークの充実

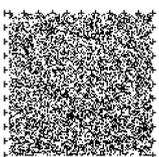
## 武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画

### 計画の趣旨

この計画は、成年後見利用促進法の趣旨及び第 14 条の規定を鑑み、関連する施策を総合的・計画的に展開するべく、この項目を市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けています。

### 取組の方向性

- 地域連携ネットワークの構築と中核となる機関の整備・運営
- 地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の整備
- 制度利用を支える機能の充実



#### (4) 保健・医療等の推進

保健・医療・福祉が一体的に、地域包括ケアシステムの構築を行い、地域全体での健康課題の把握や施策を展開するとともに、住民一人一人が自身の健康に対する関心をもち、健康寿命の延伸に向けた活動を行えるような環境の整備と、意識の啓発を推進します。

#### 市の主な取組

- 成人保健事業の推進
- 母子保健事業の推進
- 予防衛生事業の推進
- 特定健康診査等の推進
- 特定保健指導の推進
- 調整機能の充実
- 市民健康づくり推進協議会
- 食育の取組
- 休日・休日準夜における急患診療の推進
- 健康づくり思想の普及・啓発
- 保健・福祉総合システム等の活用
- 国民健康保険における保健事業
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施



#### (5) 就労促進のための支援体制づくり

課題別・対象別に就労を阻害する要因の解消方法を検討するとともに、多様な雇用の場を確保に向けて関係機関や企業等と連携することで、だれもが自立した就労をすることのできる環境づくりを推進します。

#### 市の主な取組

- 就労の場の確保
- 働くことができる環境づくり

#### (6) 生活困窮者への自立支援

生活困窮者自立支援制度のより一層の周知を図るとともに、生活全般にわたり困りごとや不安を抱えている人に対して、問題が深刻化する前に、早期の支援が行えるよう努めます。

#### 市の主な取組

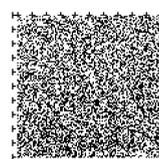
- 自立に向けた相談支援
- 自立に向けた就労等支援
- 一般就労に向けた就労準備支援
- 進学支援
- 子どもの貧困対策の推進

#### (7) 生活保護受給者への自立支援

だれもが地域社会の一員として、健康で文化的な生活が送れるよう、自立のための相談や就労の支援等を通じて、自立の助長を行います。

#### 市の主な取組

- 生活保護制度の適正な運用
- 医療扶助費の抑制
- 生活の相談・指導の実施
- 就労の促進
- 学習・次世代育成支援



## (8) 重層的な支援体制の整備に向けた検討

本計画の期間内において、「重層的支援体制整備事業」の創設に伴うメリット・デメリット等を整理し、事業の実施について検討します。

## 市が行う検討

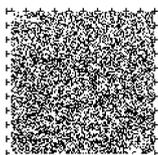
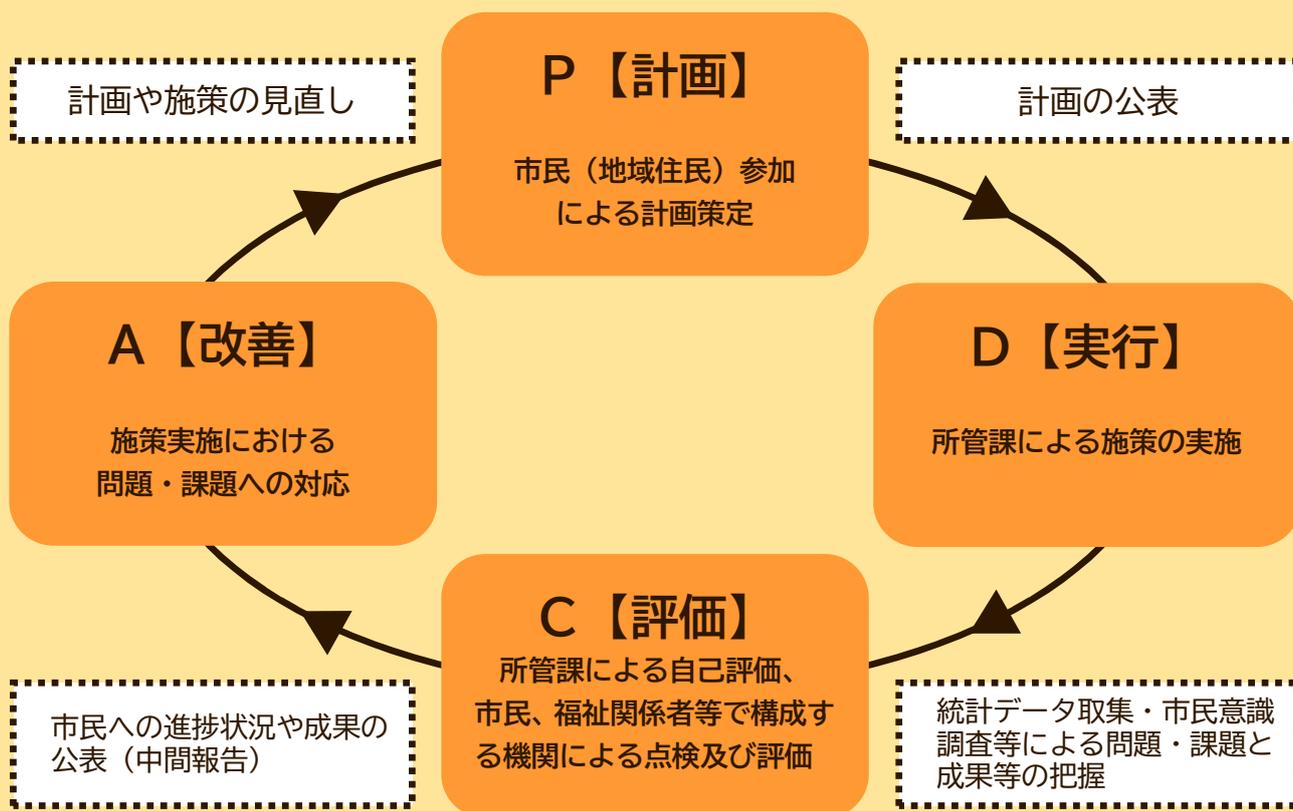
- 相談支援に関する検討
- 参加支援事業に関する検討
- 地域づくり事業に関する検討

## 計画の進行管理

本計画は、地域福祉に関わる活動や取組を、市と市民と事業者（所）がお互いに連携して効果的に行うことが大切です。

本計画の取組を実施していく中で、PDCAサイクルを実行するとともに、地域生活課題に対し、より効果的に事業を実施する必要があります。

### 【進行管理のイメージ】



# 武蔵村山市第五次地域福祉計画 概要版

(令和3年度～令和8年度)

発行年月／令和3年3月

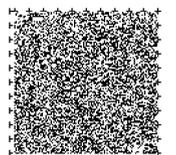
発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市健康福祉部福祉総務課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042-565-1111 (代表)





武蔵村山市

